

長柄町企業版ふるさと納税実施要綱を次のように定める。

令和6年8月1日

長柄町長 月 岡 清 孝

長柄町告示第47号

長柄町企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について必要な事項を定めるとともに、本町を応援しようとする法人からの寄附金を財源として長柄町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業を実施することにより地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき認定された地域再生計画に記載されている長柄町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 町内に主たる事務所又は事業所が存在しない法人のうち青色申告を提出しているものをいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、長柄町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(寄附金の受領等)

第4条 町長は、前条の申出がされたときは、当該申出がされた日の属する年度の寄附対象事業に寄附金を充当又は活用するものとする。この場合において、寄附金等の額は当該寄附対象事業の実施に要する範囲内の額とする。

2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認める場合は、寄附金を長柄町ふるさと応援基金条例（平成30年6月14日長柄町条例第16号）に基づく長柄町ふるさと応援基金に積み立て、適正に管理、運用及び処分するものとする。

(寄附金の受領証明)

第5条 町長は、第1項の規約により寄附金を受領したときは法第14条第1項の規定により、当該寄附額及び受領した年月日を証する受領証（様式第2号）を当該寄附法人に交付するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を行うため、長柄町企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第3号）を作成するものとする。

(寄附金の返還)

第7条 町長は、次に掲げる場合においては受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の目的が公序良俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第8条 町長は、この寄附金の活用状況を町の広報又はホームページにより公表するものとする。ただし公表については寄附金を受けた寄附対象法人の同意があった場合に限る。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。